

## Press release

各位



平成 31 年 3 月 27 日  
株式会社モンテローザ  
(本社 東京都武蔵野市中町一丁目 17 番 3 号)

### 「働き方改革」に伴う休業日設定に関するお知らせ

株式会社モンテローザ（本社 東京都武蔵野市、代表取締役 大神輝博）は、平成 31 年 4 月以降、当社グループの飲食店舗のうち約 1,000 店舗で月 2 回の休業日を設定することとしましたのでお知らせいたします。

#### 記

平成 31 年 4 月 1 日から「働き方改革関連法」が施行されることに伴い、当社グループでは各種「働き方改革」への対応を進めています。本件は、その対応の一つとして休業日の設定を行い、従業員の労働時間の短縮を図るものです。

なお、平成 31 年 4 月は 8 日（月）、22 日（月）を休業日とし、翌月以降については改めて休業日の設定をする予定です。

今後とも、お客様満足度、従業員満足度の向上に努めて参りますので、変わらぬご愛顧のほど、宜しくお願い致します。

以上